

## ご存知ですか？ こんな規則！！

揖斐警察署

みなさん、ご存知ですか？ 三輪地内の上新町信号交差点北側のT字路交差点は、揖斐小学校などへの通学、通園児童の安全の確保のため、昭和48年9月から右折、左折が時間規制されています。

しかしながら、いまだに違反をされる方が後を絶ちません。

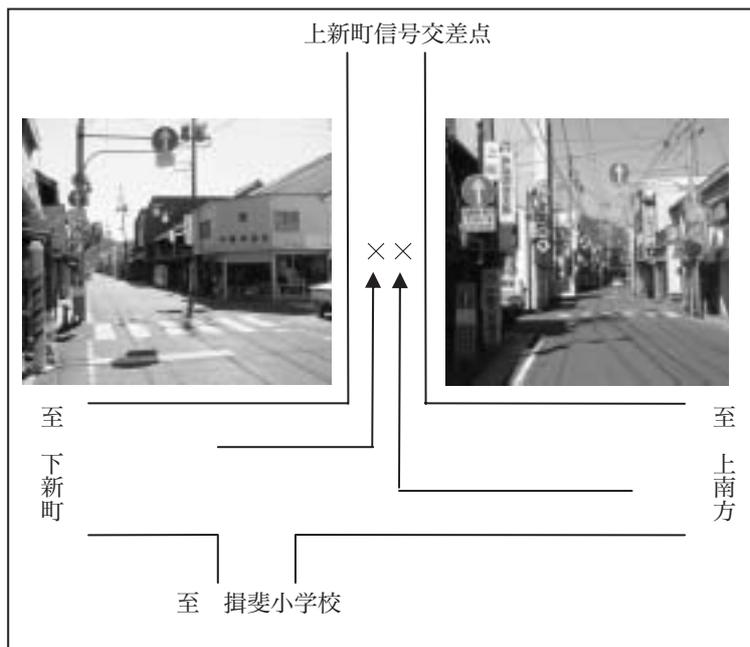
ドライバーの皆さん、交通ルールを守り、安全運転に心がけ、通学、通園児童を交通事故から守りましょう。

●**交通規制場所** 揖斐川町三輪601番地先交差点

●**規制内容** 指定方向以外通行禁止  
東進しての右折の禁止  
西進しての左折の禁止

●**規制時間** 午前7時30分  
～午前9時00分  
ただし、土曜、日曜、休日  
を除きます。

●**対象車両** 自動車、原付



早めのライト点灯と反射材の活用で夕暮れ時の交通事故防止

## 揖斐郡消防組合消防本部からのお知らせ

**住宅用防災機器など（住宅用火災警報器など）の設置が必要となります**

住宅火災による死者数が近年増加傾向にあり、今後高齢化などでさらに死者数が増加するおそれがあります。そこで住宅火災による死者を抑制するために、消防法が改正され住宅の寝室や階段などに住宅用防災機器など〔住宅用防災（火災）警報器または住宅用防災（火災）報知設備〕の設置が義務付けられました。なお、消防法令で規定する自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが設置されている場合は、設置の必要はありません。

※**注意** 揖斐郡消防組合では住宅用防災機器を直接販売したり、販売を業者に委託することはありませんので十分ご注意ください。

- 「消防法が改正されたので、今すぐ防災機器を設置しなければならない」、「この防災機器でなければならない」などといって購入を強引に勧める業者には注意が必要です。また消防署（消防職員のような服装で消防職員のふりをする）や公的な機関を名の下で設置を勧める業者にも注意してください。訪問販売など、その場で契約を求められる場合は不用意に契約せず、不審に思われたときははっきり断ることが必要です。

■**設置しなければならない期日**

◇**新築住宅** 平成18年6月1日から

◇**既存住宅** 平成23年6月1日までに設置が必要

（既存住宅とは平成18年6月1日に現に存する住宅、または新築、増築、改築などの工事中の住宅）

ご不明な点は、揖斐郡消防組合消防本部予防課（TEL0585-32-0119・内線231）までお問合せください。